



(号外) 独立行政法人 国立印刷局

## 〔規則〕

本号で公布された  
法令のあらまし

- 人事院規則九一六（俸給の調整額）  
の一部を改正する人事院規則  
(人事院九一六一六二)

- 人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人  
事院規則(同九一八一六三)

- 人事院規則九一四〇（期末手当、勤  
勉手当及び期末特別手当）等の一部  
を改正する人事院規則  
(同九一四〇一二九)

- 人事院規則九一四九（地域手当）の  
一部を改正する人事院規則  
(同九一四九一三五)

- 社会保障に関する日本国とカナダと  
の間の協定の効力発生に関する件  
(外務六五二)

- 二千一年の船舶の有害な防汚方法の  
規制に関する国際条約の効力発生に  
関する件(同六五三)

- 社会保障協定の実施に伴う健康保険  
法、船員保険法、国民健康保険法、  
国民年金法及び厚生年金保険法の特  
例等に関する政令  
(三四七)

- 国際人道法の重大な違反行為の処罰  
に関する法律第三条の重要な文化財  
を定める政令の一部を改正する政令  
(三四八)

## 〔条約〕

- 社会保障に関する日本国とカナダと  
の間の協定(一九)

- 二千一年の船舶の有害な防汚方法の  
規制に関する国際条約(二〇)

(五) 専門スタッフ職俸給表二級以上である職  
員について、超過勤務手当、休日給及び夜  
勤手当の適用を除外し、管理職員特別勤務  
手当の支給対象とすることとした。(第一九  
条の三関係)

(六) 勤勉手当について、六月期の支給割合を  
一〇〇分の九五に引き上げ、一二月期の  
支給割合を一〇〇分の七五 (特定幹部職員に  
あつては、一〇〇分の九五) に引き下げ  
ることとした。(法第二条の規定による改正  
後の第一九条の七関係)

(七) 一般職の職員の給与に関する法律等の一  
部を改正することとした。(別表第一～別表第  
九関係)

1 債給表の改定

2 指定職俸給表を除く各俸給表の俸給月額  
について、初任給を中心に若干年層に限定し  
て改定することとした。(別表第一～別表第  
九関係)

3 一般職の職員の給与に関する法律等の一  
部を改正することとした。

4 始業及び終業の時刻について職員の申告を経  
て勤務時間に割り振ることができる職員とし  
て、専門スタッフ職俸給表の適用職員等を追加  
することとした。(第六条第三項関係)

5 一般職の任期付研究員に適用する俸給表の初  
号を改定することとした。(第六条第二項関  
係)

6 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務  
時間の特例に関する法律の一一部改正関係

7 第二号任期付研究員に適用する俸給表の初  
号を改定することとした。(第六条第二項関  
係)

8 第二号任期付研究員に適用する俸給表の初  
号を改定することとした。(第七条第二項関  
係)

9 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に  
関する法律の一一部改正関係

10 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に  
関する法律の一一部改正関係

11 期末手当について、一二月期の支給割合を  
一〇〇分の一八〇に引き上げることとした。  
(第七条第二項関係)

12 期末手当について、一二月期の支給割合を一  
〇〇分の一八〇に引き上げることとした。(第八  
条第二項関係)

13 一般職の俸給表二級である職員の  
昇給は、昇給の日前一年間の全部を良好な  
成績で勤務した場合の号俸数を一号俸と  
し、専門スタッフ職俸給表三級である職員  
の昇給は、昇給の日前一年間の勤務成績が  
特に良好である場合に限り行うものとする  
こととした。(第八条関係)

14 新たに専門スタッフ職俸給表三級である職員  
専門スタッフ職俸給表三級である職員が極  
めて高度の専門的な知識経験及び識見を活  
用して遂行することが必要とされる業務で  
重要度及び困難度が特に高いものに從事す  
ることを命ぜられた場合は、当該職員には、  
当該業務に従事する間、俸給月額を一〇〇  
分の一〇を乗じて得た額を月額として支給  
することとした。(第一〇条の四関係)

◇国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を  
改正する法律(法律第一一九号)(国会)

1 平成一九年一二月期の勤勉手当の支給割合を  
一〇〇分の一八〇に引き上げることとした。第一  
一条の規定による改正後の第一五条関係)

2 平成20年度以後の勤勉手当の支給割合を一  
般職の職員に準じて改定することとした。(第二  
条の規定による改正後の第一五条関係)  
この法律は、公布の日から施行することとした。  
た。ただし、2については、平成20年四月一  
日から施行することとした。

3 ◇銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一  
部を改正する法律(法律第一二〇号)(警察庁)  
一 銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正関係  
1 組織的なけん銃等の発射又は所持の加重処  
罰  
けん銃等の発射又は所持に係る違反行為を実行  
するための組織により行われたとき、又は團  
体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正  
権益を維持し、若しくは拡大する目的で行わ  
れたときは、当該違反行為をした者を加重処  
罰することとした。(第三一条及び第三一条の  
三関係)  
2 複数のけん銃等の所持の加重处罚  
けん銃等を不法に所持した場合において、  
当該けん銃等の数が二以上であるときは、當  
該不法所持をした者を加重处罚することとし  
た。(第三一条の三関係)  
3 けん銃等又はけん銃実包の輸入等に関する罰  
則の強化  
(一) 許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する  
罰則を強化することとした。(第三一条の  
二、二及び第三一条の二六関係)  
(二) 刀物の携帯禁止違反に対する罰則を強化  
することとした。(第三一条の一八関係)  
二 武器等製造法の一部改正関係  
銃砲の營利目的による無許可製造に関する罰  
則及び銃砲弾の無許可製造に関する罰則を強化  
することとした。(第三一条及び第三一条の二関  
係)

4 許可銃砲の発射及び刃物の携帯に関する罰  
則の強化  
(一) 許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する  
罰則を強化することとした。(第三一条の  
九及び第三一条の二五関係)  
(二) 刀物の携帯禁止違反に対する罰則を強化  
することとした。(第三一条の二、第三一条の四、第三一条の  
七、第三一条の九及び第三一条の二五関係)  
5 許可銃砲等又はけん銃実包の輸入等に関する罰  
則の強化  
けん銃等又はけん銃実包の営利目的による  
輸入等に関する罰則を強化することとした。  
(第三一条の二、第三一条の四、第三一条の  
九及び第三一条の二五関係)

6 許可銃砲の発射及び刃物の携帯に関する罰  
則の強化  
許可を受けた銃砲の発射制限違反に対する  
罰則を強化することとした。(第三一条の  
九及び第三一条の二六関係)

7 游泳場の許可基準の追加  
温 泉 の 採 削 等 の 許 可 基 準 の 追 加  
掘削の許可の基準に、可燃性天然ガスによる  
災害の防止に関する技術基準に適合することを  
追加することとした。(第四条関係)

8 温泉の採取の許可制度の新設  
温 泉 の 採 削 等 の 許 可 基 準 の 追 加  
温泉の採取業として行う者は都道府県知事  
の許可を受けなければならぬこととし、当該  
許可の基準は、可燃性天然ガスによる災害の防  
止に関する技術基準に適合することとした。た  
だし、可燃性天然ガスの濃度が一定の基準を超  
えないことについて都道府県知事の確認を受け  
た者は、許可を受けることを要しないこととし  
た。(第一四条の二及び第一四条の五関係)  
9 報告徴収及び立入検査の対象となる事項とし  
て、可燃性天然ガスの発生の状況等を追加する  
こととした。(第三四条及び第三五条関係)

10 国民年金法関係  
法の規定により国民年金の被保険者とし  
ないこととされた者に係る船員保険の被保険者とし  
ない場合に考慮する相手国期間の範囲を定  
めることとした。(第五条の第七条関係)

11 国民健康保険法関係  
法の規定により国民健康保険の被保険者とし  
ないこととされた者に係る国民健康保険の被保  
険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定  
めることとした。(第八条の第一〇条関係)

12 船員保険法関係  
法の規定により船員保険の被保険者とし  
ないこととされた者に係る船員保険の被保険者とし  
ない場合に考慮する相手国期間の範囲を定  
めることとした。(第五条の第七条関係)

13 目的の改正  
1 法の目的に、温泉の採取等に伴い発生する可  
燃性天然ガスによる災害の防止を追加すること  
とした。(第一条関係)

2 温泉の掘削等の許可基準の追加  
掘削の許可の基準に、可燃性天然ガスによる  
災害の防止に関する技術基準に適合することを  
追加することとした。(第四条関係)

3 温泉の採取の許可制度の新設  
掘削の許可の基準に、可燃性天然ガスによる  
災害の防止に関する技術基準に適合することを  
追加することとした。(第四条関係)

4 国民年金法関係  
法の規定により国民年金の被保険者とし  
ないこととされた者に係る国民年金の被保険者とし  
ない場合に考慮する相手国期間の範囲を定  
めることとした。(第五条の第七条関係)

5 国民健康保険法関係  
法の規定により国民健康保険の被保険者とし  
ないこととされた者に係る国民健康保険の被保  
険者の資格の取得及び喪失について必要な事項を定  
めることとした。(第八条の第一〇条関係)

6 船員保険法関係  
法の規定により船員保険の被保険者とし  
ないこととされた者に係る船員保険の被保険者とし  
ない場合に考慮する相手国期間の範囲を定  
めることとした。(第五条の第七条関係)

7 経過的特例関係  
1 初診日が昭和六一年四月一日前にある傷病  
による障害を有する者等に係る障害基礎年  
金、障害厚生年金及び障害手当金の支給要件  
等に係る必要な経過措置を定めることとし  
た。(第一〇二条の第一〇八条及び第一一六  
条の第一二八条関係)

2 昭和六一年四月一日前に死亡した者等に係  
る遺族基礎年金及び遺族厚生年金の支給要件  
等に係る必要な経過措置を定めることとし  
た。(第一〇二条の第一〇八条及び第一一六  
条の第一二八条関係)

3 社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保  
険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年  
金保険法の特例等に関する政令(政令第三四七  
号)(厚生労働省)

4 健康保険法関係  
社会保険協定の実施に伴う健康保険法等  
の特例等に関する法律(平成一九年法律第一〇  
号)

5 厚生年金保険法関係  
1 法の規定により厚生年金保険の被保険者と  
しないこととされた者に係る厚生年金保険の  
被保険者の資格の取得及び喪失について必要  
な事項を定めることとした。(第四八条及び第  
四九条関係)

2 相手国期間を有する者が老齢厚生年金、遺  
族厚生年金、老齢厚生年金の加給、遺族厚生  
年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は  
加入する相手国期間の範囲等を定めることと  
した。(第五六条関係)

6 ◇国際人道法的重大な違反行為の処罰に関する法  
律第三条の重要な文化財を定める政令の一部を  
改正する政令(政令第三四八号)(防衛省)  
1 一九五四年五月一四日の武力紛争の際の文化  
財の保護に関するハーベー条約の名称を武力紛争  
の際の文化財の保護に関する条約とすることと  
した。(本則第一号及び第二号関係)

2 一九五四年五月一四日の武力紛争の際の文化  
財の保護に関するハーベー条約第八条の規定に  
より登録される対象のうち、施設又は地域を建  
造物又は地区とすることとした。(本則第二号関  
係)



第三十六条第一項中「第三章」を「第四章」に、「前条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。  
第五章を第六章とする。  
第三十二条中「第十一條第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第三十三条第一項中「第十一條第二項」の下に「又は第三項」を、「第十二條第一項」の下に「第十四条の九第二項」を加え、同条第二項中「第十一条第二項」の下に「又は第三項」を、「第十二條第一項」の下に「第十四条の九第二項」を加え、「第十四條の九」を加える。

第四章を第五章とする。  
第五章を第十五章とする。  
第十五条第四項中「保護」の下に「可燃性天然ガスによる災害の防止」を加える。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第十五条第二項中「事業」として行おうとする者は、温泉の採取を業として行おうとするところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。ただし、第十四条の五第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において採取する場合は、この限りでない。

都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る温泉の採取のための施設の位置、構造及び設備並びに当該採取の方法が採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる灾害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

二 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が第十四条の九第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、同一条第三項中「温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他の公益上」とあるのは、「可燃性天然ガスによる災害の防止」を意味する。ものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第十四条の三 前条第一項の許可を受けた者である法人の合併の場合(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者でない法人が合併する場合に限る)において当該合併は分割について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

2 第十四条第二項及び前条第二項(第二号から第四号までに係る部分に限る)の規定は、前項の承認により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る温泉の採取の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(温泉の採取の許可を受けた者の相続)

第十四条の四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一条の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者であると認めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(可燃性天然ガスの濃度についての確認)

第十四条の五 温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が可燃性天然ガスによる災害の防止のための措置を必要としないものとして環境省令で定める基準を超えないことにについて、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の確認を受けることができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の確認について準用する。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第一項の確認を取り消さなければならない。

一 第一項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第一項の確認に係る温泉の採取の場所における可燃性天然ガスの濃度が同項の環境省令で定める基準を超えるに至つたと認めると

(確認を受けた者の地位の承継)

第十四条の六 前条第一項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を譲渡し、又は同項の確認を受けた者について相続、合併(同項の確認を受けた者である法人と同項の確認を受けた者でない法人の合併であつて、同項の確認を受けた者である法人が存続するものを除く)若しくは分割(当該確認に係る温泉の採取の事業の全部を承継させるものに限る)があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉の採取の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ)が当該許可に係る温泉の採取を業として引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に

2 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が承認を受けたときは、その承認を受けた者であると認めるところにより承認を受けた者(以下「許可の承認を受けた者」とす)

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可の確認は、その効力を失う。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の五第一項の許可又は第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可若しくは第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可若しくは確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消しの日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同一の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(温泉の採取のための施設等の変更)

第十四条の七 第十四条の二第一項の許可を受けた者は、温泉の採取のための施設の位置、構造若しくは設備又は採取の方法について環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る)及び第三号に係る部分に限る)の規定は、第一条第三項において準用する。

2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る)及び第三号に係る部分に限る)の規定は、環境省令で定める可燃性天然ガスによる災害の防止上重要な変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一条の承認を受けた相続人は、被相続人に係る第十四条の二第一項の許可を受けた者であると認めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る)及び第三号に係る部分に限る)の規定は、前項の許可について準用する。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定は、第一項の承認を受けた者であると認めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る)及び第三号に係る部分に限る)の規定は、前項の許可について準用する。

3 第四条第二項及び第十四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る)の規定は、第一項の承認を受けた者であると認めるところにより承認を受けた者(以下「許可の承認を受けた者」とす)

3 都道府県知事は、第十四条の二第一項の許可の確認は、その効力を失う。

2 前項の規定による届出があつたときは、第十四条の五第一項の許可又は第十四条の二第一項の許可又は第十四条の五第一項の確認を受けた者は、当該許可又は確認に係る温泉の採取の事業を廃止したとき、又は第十四条の二第一項の許可を取り消したときは、当該廃止した者又は当該許可を取り消された者に対し、当該廃止又は取消しの日から二年間は、その者が温泉の採取を行つたことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十四条の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一 第十四条の二第一項の許可に係る温泉の採取が同条第二項第一号に該当するに至つたとき。

二 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同条第二項第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第十四条の二第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

四 第十四条の二第一項の許可を受けた者が同一の規定により付された許可の条件に違反したとき。

都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(緊急措置命令等)

第十四条の十 都道府県知事は、温泉の採取に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止上緊急の必要があると認めるときは、当該採取を行なう者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきこと又は温泉の採取を停止すべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 附則第六条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める

(温泉をゆう出させる目的で行なう土地の掘削等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の温泉法(以下「旧法」という)第三条第一項又は第十一条第一項の規定によりされた土地の掘削又は温泉のゆう出路の増掘の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際に旧法第三条第一項の許可を受けた者を含む。次項において「許可掘削者等」という。については、この法律による改正後の温泉法(以下「新法」という)第七条の二(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

四号に掲げる場合には、第十四条の二第一項の許可を受けた者に対し、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 許可掘削者等に対する新法第九条(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第九条第一項第一号中「第四条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「第四条第一項第一号又は第三号」とする。

第四条 この法律の施行前に旧法第三条第一項の許可に係る掘削若しくは旧法第十一条第一項の許可に係る増掘の工事を完了し、若しくは廃止した者又は旧法第三条第一項若しくは第十一条第一項の許可を取り消された者については、新法第八条第三項(新法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(温泉の採取に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際に温泉源からの温泉の採取を業として行なっている者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から起算して六月間(当該期間内に新法第十四条の二第二項の許可の申請について不許可の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該温泉の採取を業として行なうことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(政令への委任)

第六条 温泉源からの温泉の採取を業として行なうとする者は、施行日前においても、新法第十四条の五第一項及び第二項の規定の例により、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合において、当該確認を受けた者は、施行日前において、同条第一項の規定により都道府県知事の確認を受けたものとみなす。

(検討)

第七条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘察し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(趣旨)

第一項 この政令は、社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令をここに公布する。

内閣総理大臣 環境大臣 鳴下 一郎 福田 康夫

政

令

社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽  
平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福田 康夫

### 政令第三百四十七号

社会保険協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法及び厚生年金保険法の特例等に関する政令 第一百四十七号

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 健康保険法の特例に関する事項(第三条・第四条)

第三章 船員保険法の特例に関する事項(第五条・第七条)

第四章 国民健康保険法の特例に関する事項(第八条・第十一条)

第五章 国民年金法の特例に関する事項(第八条)

第六章 厚生年金保険法の特例に関する事項(第四十二条・第四十七条)

第七章 被保険者の資格に関する事項(第四十八条・第五十五条)

第八章 給付等に関する事項(第二十二条・第二十九条)

第九章 経過の特例に関する事項(第一百三十七条・第一百四十八条)

第十章 附則(第二条)

第十一章 第二節 保険給付等に関する事項(第五十六条・第六十六条)

第十二節 第一款 保険給付等の支給要件等に関する事項(第五十六条・第六十六条)

第十三節 第二款 保険給付等の額の計算等に関する事項(第六十七条・第七十九条)

第十四節 第三款 発効日前の障害又は死亡に係る給付等に関する事項(第八十条・第八十八条)

第十五節 第四款 被用者年金各法の規定による給付等に関する事項(第八十九条・第九十三条)

第十六節 第五款 雜則(第一百四十二条・第一百四十八条)

第十七節 第六款 国民年金の被保険者の資格に関する事項(第九十九条・第一百一条)

第十八節 第七款 国民年金の給付に関する事項(第一百二条・第一百五十五条)

第十九節 第八款 厚生年金保険の保険給付に関する事項(第一百六条・第一百三十六条)

第二十節 第九節 旧船員保険の保険給付に関する事項(第一百三十七条・第一百四十二条)

#### 附則

##### 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この政令は、社会保障協定の実施に伴う健康保険法等の特例等に関する法律(以下「法」という)の施行に伴い、我が国及び我が國以外の締約国の双方において就労する者等に係る健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第七百九十二号)、国民年金法(昭和三十四年法律第七百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第七百五十五号)の特例等に関する必要な事項を定めるものとする。